

令和6年8月23日於：岩国市医師会病院

障害年金という制度について（障害年金を身近に感じてもらうために）

社会保険労務士 久米慶典

初めに

「そもそも年金制度にはいい印象をもっていない」・・・なぜか？

年金制度が複雑で理解するのに骨が折れる。審査が厳しい、厚生労働省や日本年金機構の対応がお役所的？

年金制度が複雑な理由の一つ：国民の要望や政治的状况によって度々改定が行われ、経過措置も多い。

→しかし、保険料を払っている国民は受給する権利を持っている。年金は自助・共助・公助のなかの共助にあたり、助け合いの制度。障害年金の受給も決して恥ずかしいことではない。もっと障害年金を身近に感じる必要があるのでは？

障害年金請求の基礎知識

(1) 障害年金とは・・・「障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。」

(日本年金機構「障害年金ガイド」より)

- ・病気が進行していても必ずしも受給できるとは限らない。
- ・請求するときは65歳未満

(2) 障害年金には、「障害基礎年金」と「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できる。「障害基礎年金」は1級と2級。「障害厚生年金」には1級・2級・3級がある。厚生年金には「障害手当金」が出る場合もある。

国民年金：基礎年金ともいわれ、20歳以上60歳未満の日本人はすべて加入。

ただし、国民年金保険料を払うのは自営業者・無職の人など。

厚生年金保険：会社員や公務員に加入義務がある。保険料は事業者と折半。

年金額（令和6年度）

障害基礎年金1級 1020000円 障害基礎年金2級 8160000円

障害厚生年金の額は、受給者の保険料の納付状況による。

(3) 障がいの状態が障害認定日に達したときに、障害等級表に定める級数に達していることが必要。

障害認定日：障がいの状態を定める日のことで、その障がいの原因となった病気やけがについての初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った場合（症状固定の場合）はその日をいう。障害認定日の特例あり資料参照

- (4) 受給要件には初診日が国民年金加入期間にあること、厚生年金保険の被保険者である間に初診日があることなどの初診日要件や初診日の前日に保険料を一定程度納付していることが必要な保険料納付要件がある。

障がいの程度と基準

- (1) 障がいの程度を認定する基準となるものは、国民年金法施行令別表（1級・2級）、厚生年金保険法施行令別表第1（3級）、厚生年金保険法成功令別表第2（障害手当金）に規定されている。資料参照

- (2) 具体的な認定は厚生労働省が示している「認定基準」に基づいて行われる。「認定基準」は部位ごとに19の章に分かれている。精神の障がいはこれに合わせて等級判定ガイドラインもある。

参考：認定基準は法律の解釈基準として示されている「通達」。法律ではない。

障害年金の請求

- (1) 行政などから、請求を促す通知などはこない。

- (2) 請求は日本年金機構に行う。窓口は年金事務所（岩国市立石1丁目）
障害基礎年金の請求は岩国市保険年金課でもできる。

事例：大腸がんステージ4、年齢60歳。

令和5年3月相談を受ける。

経過：令和2年8月、腹痛を訴えるようになる。令和2年8月22日近くのAクリニック受診。令和2年8月23日、B病院を紹介されCT検査などを受ける。腸閉塞と大腸がんの診断。8月25日大腸ステント留置、9月24日大腸がん切除手術、その後は化学療法を受ける。抗がん剤の副作用強く、手足症候群発症。自宅で療養を続ける

- i、障害年金請求の対象となることについて初歩的な確認。

年齢は65歳未満。

障害認定基準「第16悪性新生物による障害」の2認定要領の(3)にウ「悪性新生物に対する治療の結果として起こる全身衰弱または機能の障害」とある。

→抗がん剤の副作用による手足症候群でも受給の対象になることを確認。

ii、初診日の確定・・・Aクリニックから令和2年8月22日初診日記入の受診状況等証明書を取得

iii、保険料納付要件の確認・・・年金事務所で被保険者記録を取得、要件を満たしていることを確認

iv、本人から聞き取りを行い、状況報告書を作成。

v、状況報告書を添えて診断書の作成をB病院に依頼する。（診断書の内容が受給できるかどうかを80%決定する・・・久米見解）

診断書の様式は8種類ある。資料参照

この場合：診断書は2通必要・・・初診日から起算して1年6か月を経過した日（障害認定日）から3か月以内の日を現症日とする診断書1通。→このケースでは令和4年2月22日から令和4年5月21日までの間の診断書。もう1通は依頼時から直近の診療日を現症日とする診断書。

参考：認定日請求・・・障害認定日に法令で定める障がいの状態にあるときは、障害認定日から3か月以内の診断書を提出すればよい。ただし、障害認定日より1年以上たつて遡及して請求するときは請求時の3か月前以内の診断書も必要。

事後重症による請求・・・障害認定日に障がいの状態が該当しない場合でも、65歳までに法令で定める障がいの状態になったときは、現在の診断書（請求日から3か月前以内の診断書）で請求できる。

vi、診断書と受診状況等証明書を受けとり、病歴・就労状況等申立書を作成、請求書に必要事項を記載し、年金事務所に請求する。令和5年5月23日（請求日）

参考：病歴・就労状況等申立書・・・ポイントを書けばよい。

請求に必要な書類（その他）・・・請求書、年金振り込みの通帳のコピー、場合によっては戸籍謄本。

vii、令和5年8月22日、日本年金機構障害年金センターより「年金請求書にかかるご照会」が届く。B病院に再度ADL評価やしびれ状態についての所見記載を依頼。

VIII、令和5年10月12日、障害基礎年金2級受給決定。

不服申し立てについて

年金請求から3か月から3か月半ぐらいたつと、日本年金機構から受給決定なら厚生労働大臣の名前で証書が送られてくる。不支給や納得できない等級での受給決定の場合、不服申し立てができる。

社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服があれば、さらに社会保険審査会に対して再審査請求ができる。

- (1) 社会保険審査官・・・中国四国厚生局の職員。厚生労働省の職員が厚生労働大臣の決定を審査するという形になる。

関東信越厚生局の平成26年度審査請求取り扱い状況（厚生年金保険 国民年金）
却下 173件、 容認 40件、 棄却 2576件

- (2) 社会保険審査会（東京に置かれ、全国で1つ）・・・6人の委員で構成
委員は裁判官等の司法経験者から2名、医師等の医療関係者から2名、社会保険諸法令の実務・学識経験者から2名が任命される。通常3名の委員を一組として合議体で審査
令和4年度の（再）審査請求の処理状況（厚生年金保険 国民年金）

取り下げ 79件・・・社会保険審査会の要請等に基づき保険者（厚労省）が再検討を行った結果、原処分の変更が行われ、これを踏まえて（再）審査請求が取り下げられたもの
容認 73件、 却下 87件、 棄却 853件

- (3) 不服申し立ての期限

審査請求・・・処分（決定）があったことを知った日の翌日から3か月以内
再審査請求・・・審査請求決定書が送られてきた日の翌日から2か月以内

額の改定請求

障がいの程度が増進すれば、額の改定を請求できる。しかし受給権を取得した日または厚生労働大臣の審査を受けた日から起算して1年を経過した日後でなければ行うことができない。（1年以内に請求できるケースもある。）

再請求も可能

不支給の決定が下っても、その後再請求することは可能。ただし、審査は厳しくなると考えたほうがよい。